# 収入 申告書

令和 年 月 日

日

瑞浪市長様

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月

年中の収入等について下記のとおり申告します。

	種	類		申	告	額	(年額)	*	調	査	額
① 収 入	年金 収入		年金								
			年金								
	財	産収	入								
	利 子 · 配 当 収 入										
	その他の収入										
	計										
②必要経費	租税										
	社 会 保 険 料										
		医 療 費									
	その他必要経費										
	計										
差 引 額 (①-②)											

※必要に応じて、申告書・源泉徴収票・支払通知書等収入の写しを添付すると共に、 医療費・社会保険料等必要経費の領収書等を提示してください。

## 収入申告書の書き方

### 1 収入として申告するもの

① 年金、恩給等の収入

年金、恩給、その他これに類する定期的に支給される金銭で、実際の受給額を収入とします

(国民年金・厚生年金・遺族年金・障害年金・軍人恩給等で、税法上非課税収入で申告が不要とされている年金も対象となります)

#### ② 財産収入

地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入。 課税標準額 (収入 – 収入を得るために要した経費)を収入とします。

#### ③ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については 確定申告がされる場合に限り、課税標準額として把握された所得の金額を収入とし ます。

#### ④ その他の収入

不動産、動産の処分による収入等については、課税標準額として把握された所得の 金額を収入とします。

- ※ 必要に応じて申告書、源泉徴収票、支払通知書、預貯金通帳の写等を添付してくだい
- ※ ②③④については、税法上の申告がされている場合のみ収入とします。税法上の申告がされていない場合は収入とみなしません。
- 2 収入として申告する必要のないもの。
  - ① 臨時的な見舞金、仕送り等
  - ② 地方公共団体等から恵与された慈善的性質を有する金銭。
  - ③ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭。

#### 3 必要経費

- ① 所得税等の租税 ( 固定資産税・都市計画税は除く)
- ② 社会保険料又はこれに準ずるもの
- ③ 医療費 ( 保険金等で補填される金額を除く)
- ④ その他 (老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)の取り扱いについて(昭和63年社老第74号)に定める必要経費のその他に準ずる )
- ※必要に応じて、領収書、納入済通知書、預貯金通帳の写等を添付してください。